

# 消費者ネット ニュース

〒753-0083 山口市後河原 210 番地  
☎ 083-923-5614 FAX 083-928-5416  
✉ syohisya.net@yamaguchi.coop  
http://yamaguchi-kenren-coop.jp/net

発行 2017.7月10日

NO. 32



特定非営利活動法人 消費者ネットやまぐち

夏です！！ 今年はスーパー猛暑とか・・・  
暑さに負けずにがんばりましょう～

## 平成 29 年度消費者支援功労者表彰において 内閣府特命担当大臣表彰を受賞！

### 1 スーパー猛暑？・・・

主に気温が 37℃を超える状態を指す言葉だそうです。

予報用語	定義
猛暑日	日中の最高気温が <b>35℃</b> 以上の日
真夏日	日中の最高気温が <b>30℃</b> 以上の日
夏日	日中の最高気温が <b>25℃</b> 以上の日
熱帯夜	夜間の最低気温が <b>25℃</b> 以上のこと

対策として・・・

・こまめに十分な水分・塩分補給をこころがける！

・外出する際は、帽子や日傘、日焼け止めクリームを！

・寝苦しい夜は無理をせずクーラーや扇風機のタイマーセットをかけて寝る！

この夏を夏バテしないで  
のりきりましょう！！

消費者ネットやまぐちが、5月23日（火）首相官邸にて「消費者支援功労者表彰」の内閣府特命担当大臣表彰を受賞しました。山口県では、団体での初めての受賞となりました。



### 受賞理由

- ・山口県及び市町と意見交換会を開催し、相互取組の理解増進に努めるとともに、消費者行政充実のための提言を行うなどにより、消費者行政の推進に寄与。
- ・機関誌での山口県内地方公共団体の取組紹介や消費者トラブル事例等の周知などにより、被害防止の啓発活動に寄与。
- ・夜間無料法律相談会を開催し、問題解決に向けた選択肢を提示することにより、消費者の自立的行動支援に尽力。

同章は、消費者庁が5月の消費者月間に、消費者支援功労者表彰には、極めて顕著な功績があり、内閣総理大臣が顕彰することが適当と認める者に贈られる「内閣総理大臣表彰」、特に顕著な功績があり、内閣府特命担当大臣が顕彰することが適当と認められる者に贈られる「内閣府特命担当大臣表彰」、その他、顕著な功績があり、広く社会に紹介することが適当と認められる者に消費者庁長官から贈られる「ベスト消費者サポーター章」があります。

2 第8回通常総会開催

6月8日(木) 13時より

山口県労福協会館

本人出席 12名

委任出席 5名

書面議決 74名

理事・監事出席 9名

2017年の活動計画、予算等が承認されました。

★2017年度から事務局長が山岡さんから荒瀬事務局長に引継がれます。



山岡事務局長お疲れさまでした。

荒瀬事務局長就任の挨拶

この度、事務局長に就任しました荒瀬泰と申します。コープやまぐちで「食」や「平和」、「環境問題」などで消費者運動に関わってきましたが、消費者ネットやまぐちで取り組む消費者の権利擁護、そのための啓発活動や消費者被害の防止・削減の取り組みなどについては、無知に等しい状況です。そんな私ですが、県内の皆さんの消費者としての地位、権利が少しでも向上し、暮らしやすい山口県になるように努力していきたいと思っておりますので、どうかご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



第8回 通常総会報告

6月8日(木) 13時より、山口県労福協会館第1会議室において、第8回通常総会を開催いたしました。

総会は、岩崎理事の司会で開会し、理事長挨拶、ご来賓からのご祝辞等で進行し、堀川ヒトミさんの議長で開催されました。

吉富理事長挨拶



消費者ネットやまぐちが、平成29年度消費者支援功労者表彰において内閣府特命担当大臣表彰を受賞することができました。夜間無料法律相談という、新しいスタイルの法律相談の展開であったり、行政と消費者団体という消費者の立場での意見交換会等継続した活動や少しずつ課題を解決する段階を経て評価されたのだと思います。事務局長をはじめスタッフそして会員の皆様のご協力があったり表彰につながったと感謝し、一つステップをのぼったと思っています。そういうことで、非常に期待されている団体だと思います。これからも宜しくお願い致します。

ご来賓として山口県環境生活部県民生活課 主幹 横田僚介様をお迎えし、ご祝辞を頂き、今年度の山口県の活動をお聞きました。

山口県では、消費生活センターと警察等、関係機関と連携してきました。平成29年度は、とくに地域における高齢者の消費者被害防止の見守り体制の構築として模擬訓練や各市町での仕組みづくりに力を入れていきます。また、消費者にも関係してくる、民法改正をしっかりと把握し相談に活かしていく。



議案審議 資格審査報告を山岡智恵子会員から会員定数108名、実出席、委任出席、書面議決出席が91名であり、会員数の過半数以上の出席が確認され、この総会が成立しているとの報告ののち、事務局長より第1号議案「2016年度事業報告及び活動決算」第2号議案「2017年度活動計画及び予算案」第3号議案「定款の一部変更」、第4号議案「議案決議効力発生」の提案があり、佐藤久典監事から監査報告がありました。その後採決を行い、第1号議案、第2号議案、第4号議案は、賛成多数、第3号議案「定款の一部」は3分の2以上の賛成で承認されました。最後に鶴理事による閉会挨拶があり、第8回通常総会は閉会しました。



2017年度 活動の基本的な考え方

4

2017年度

活動の基本的な考え方

安心安全な地域社会づくりに寄与できる団体として、行政や他団体の連携をさらに強め、活動や事業を行います。将来の方向性を明確にして、財政基盤づくりを目指します。

5

第8回通常総会記念講演

を開催しました！！

民法改定でいろんなことが変わろうとしています。まず、を知りたい！

18歳が大人？何も知らないうちに大人になったら…契約は…等々…

消費者を保護してくれている民法…

とても難しいです。

今、消費者教育が必要であるという事をひしひしと感じています。

- (1) 消費者啓発活動を充実させ、県民へ消費者教育の大切を広める
  - ・ 継続して「消費者力アップセミナー」の開催  
 {地域住民を対象とした普段の暮らしに関わる消費者教育の実施}
  - ・ 生協と連携した「消費者セミナー」の開催、大学生を対象にした消費者教育（講習会）を研究検討  
 民法改定（18歳から成人）も念頭に入れた内容を検討（契約）として若年層の契約トラブル防止を目的
  - ・ 消費者トラブル夜間無料法律相談会の継続  
 {定例開催とし毎週火曜日 18時から 20時の時間帯に実施}
  - ・ 他団体や自治体からの「消費者教育」の要請等に積極的に取り組む
- (2) 行政や他団体との交流を深め、連携した活動の構築を進める
  - ・ 県行政の委託事業として「消費者安全確保地域協議会設立支援」については、行政と情報共有と連携し積極的に進める
  - ・ 消費者行政充実のための意見交換会開催。全市町自治体訪問
  - ・ 県との意見交換会
  - ・ 先進的な消費者団体等の意見交流や研修会等に参加、交流と調査研究を深耕させる
  - ・ 中国四国地方消費者フォーラムへ積極的に要員派遣を行い他団体の活動や国の方針施策について学び当ネットの活動に生かす
- (3) 組織づくりを重点に財政基盤を安定させる
  - ・ 会員組織の拡大
  - ・ 広報活動を充実、消費者ネットやまぐちの認知度を高める
- (4) 行政等への政策提言活動について、他団体と協力して進める

記念講演

テーマ 「民法と消費者」  
 講師 山口県立大学社会福祉学部  
 藪本 知二教授（当ネット副理事長）



- \* 法は、誰もが独立・平等・自由な市民として社会生活をおくることが出来るようにするための強制力をもったしくみであり、市民社会の基礎を築くための法が「民法」。
- \* 「民法」は、人と物を媒介する法的権利能力をまとめたものであり、人の法、物の法、物の人への帰属の法で構成され、「家族法」と「財産法」「相続法」で構成されている。
- \* 「家族法」の本質は私的保護法であり、市民社会での人と人（家族）の関係、扶助などの保護義務等についてのルールを定めている。※民法での「結婚」は困った時に助けるという扶助義務が本質。
- \* 「財産法」は物と人の関係、権利等についてのルールを定めている。
- \* 財産法の代表的なものである「契約」は、契約自由の原則をもとにしており、民法でいう「弱い人間」「愚かな人間」でも対等な人間関係で契約できるように保護するために、問販売法や割賦販売法、消費者契約法が作られていることになる。
- \* 2016年度の消費者契約法改正では「約款」が重要視され、今まで無かった「約款」が民法に入り、契約の基本中の基本として位置付けられた。今後ますます消費者教育が重要なり、消費者基本法にも示されている。



6 最近の事件事故

★福岡・大分両県を襲った九州豪雨では痛ましい災害が発生しました。ニュースを見るたび胸が締め付けられる思いです。  
そんな中、災害に便乗した詐欺まがいな事もあるかもしれません。

★消費者ネットやまぐちに寄せられた相談の中で、インターネットでのトラブルが多々見られます。  
なんのことやら・・・受付するには正確に聞き取ることが大切ですしっかり勉強していこうと思います。



国民生活センターホームページより

★ 全国の消費生活センター等には、携帯電話やパソコン等に届く電子メールやSMS（ショートメッセージサービス）等のうち、いわゆる“迷惑メール”が関連した相談（注1）が寄せられており、2014年度以降増加しています。その内容は、「迷惑メールが1日に何十通も送られてきて困る」といった迷惑メールの受信に関するトラブルのほか、「有料サイトの未納料金を請求するSMSが届き、支払ってしまった」、「お金がもらえるという当選メールが届き、受け取るための費用を支払ったが入金されない」という迷惑メールをきっかけに他のトラブルになってしまったもの等があります。

★ 自然災害に便乗した悪質商法にご注意ください

- ① 義援金詐欺
- ② 便乗商法、保証金詐欺

自然災害をきっかけ・口実にした勧誘トラブル

【事例】屋根の修理工事を火災保険の保険金の額で行うと言う業者

自然災害によって直接起きたトラブル

【事例】豪雨：雨漏りし修理してもらったがさらにひどくなった

最近の県内の消費者被害（山口県警ホームページより）

★うそ電話詐欺事件の発生（7月7日発表、下松署）

本年7月4日、下松市内のAさん（80歳代、女性）方に、家電量販店従業員を名乗る男から「男がAさん名義のカードで電化製品を買おうとしている。」「Aさんのカードが偽造されている。」などと電話があった後、保険機構職員を名乗る男から「カードを交換しないといけない。」「職員にカードを取りに行かせる。」などと電話があった。その後、Aさんが、Aさん方を訪れた保険機構職員を名乗る男にキャッシュカード2枚を手渡し、だまし取られたもの。  
同日に周南署管内、翌5日には宇部署管内において、同様の手口でキャッシュカードをだまし取られる事件が発生している。

★還付金詐欺と認められる不審電話の発生（7月7日発表、下関署）

★還付金と不審電話が山口市や下関市で相次いでいます。

不審電話は健康保健課や保険年金課などを名乗り「過払の還付金手続が済んでいない」「電話で手続が出来るので、口座番号を教えてください」などと要求してくるので注意！！（山口新聞より）

特定非営利活動法人  
消費者ネットやまぐち

〒753-0083

山口市後河原 210 番地

電話番号: 083-923-5614

FAX 番号: 083-928-5416

電子メール: [syohisya.net@yamaguchi.coop](mailto:syohisya.net@yamaguchi.coop)

消費者ネットやまぐちは会員の皆様の会費で活動しています

会員を募集しています

団体正会員	入会金		2,000円
	年会費	—□	10,000円
団体賛助会員	入会金	—□	10,000円
	年会費	—□	2,000円
個人正会員	入会金		1,000円
	年会費	—□	2,000円
個人賛助会員	入会金	—□	1,000円
	年会費	—□	1,000円